# 注 意 事 項

## 1 国民健康保険税について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。国民健康保険税の口座振替を希望する場合は、納税義務者の欄に世帯主の氏名を記入してください。

## 2 固定資産税の共有分について

固定資産税の本人分と共有分の納税通知書がある場合は、本人分と共有分のそれぞれについて口座振替の申し込みが必要です。共有分の口座振替を申し込む場合は、納税義務者の欄に、納税通知書の宛名(「○○○ 外1名」など)を記入してください。

# 3 固定資産税の納税義務者が死亡した場合について

固定資産の所有者が課税年度途中で死亡しても、その年度は死亡した所有者が引き続き固定資産税の納税義務者となります。固定資産税の口座振替を希望する場合、納税義務者の欄には、死亡した所有者の氏名を記入してください。

## 4 納付方法と開始納期の指定がない場合について

納付方法(全期または期別納付)の指定がない場合は、期別納付とします。また、開始納期の指定がない場合は、提出期限に間に合う納期を開始納期とします。

#### 5 口座振替ができなかった場合について

振替日に振替できなかった場合でも、再振替はいたしません。市役所から「口座振替不能通知書」を送付しますので、添付の納付書で納付してください。なお、納付方法が全期の方で口座振替ができなかった場合は、その年度は期別振替に変更となります。

#### 6 口座振替の継続について

口座振替を一度お申し込みいただくと、原則として次年度以降も継続します。依頼内容を変更したい場合には「変更届」を、解約したい場合には「解約届」を金融機関の窓口へ提出してください。

#### 【お問い合わせ先】

観音寺市総務部税務課収納係 電話 (0875) 23-3922